

電気需給約款改定のお知らせ（改定日 2021年2月1日）

平素より0円でんきをご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび、「電気需給約款」の内容を一部改定することになりました。
以下に変更点をご案内いたしますので、ご確認いただけますと幸いです。

改定日：2021年2月1日

主な変更点：

改定前

第8条 需給契約の成立および契約期間 (2)-ロ

ロ 契約期間満了日の3ヶ月前までにお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

改定後

第8条 需給契約の成立および契約期間 (2)-ロ

ロ 契約期間満了日の**15日前**までに**お客さまから**別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

改定前

第23条 料金の支払義務および支払期日(2)、(3)

(2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して40日目の日（以下「支払期日」といいます。）

までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して40日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

(3) 前号の規定にかかわらず、複数の需要場所の需給を行う場合であって、お客さまと当社が協議により継続して複数の需要場所の料金を一括して請求することとした場合の料金の支払期日については、一括して請求する料金のうちその1月で最後に支払義務が発生する需要場所についての料金の支払義務発生日の翌日から起算して40日目の日といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して40日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

改定後

第23条 料金の支払義務および支払期日(2)、(3)

(2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して**30**日目の日（以下「支払期日」といいます。）

までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して**30**日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

(3) 前号の規定にかかわらず、複数の需要場所の需給を行う場合であって、お客さまと当社が協議により継続して複数の需要場所の料金を一括して請求することとした場合の料金の支払期日については、一括して請求する料金のうちその1月で最後に支払義務が発生する需要場所についての料金の支払義務発生日の翌日から起算して**30**日目の日といたします。ただし、支払

義務発生日の翌日から起算して 30 日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

改定前

第 24 条 料金その他の支払方法(2)

(2) (1) の支払方法については、原則としてクレジットカードのみといたします。既に弊社のガス・灯油を契約されている方はその支払い方法に準じます。

改定後

第 24 条 料金その他の支払方法(2)

(2) (1) の支払方法については、当社指定のお支払方法と致します。

改定前

第 40 条 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、お客さまは当社に対しその旨を当社所定の様式によって申し出ていただきます。

改定後

第 40 条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、お客さまは当社に対しその旨を当社所定の様式によって申し出ていただきます。

改定前

第 41 条 需給契約の廃止(2), (3)

(2) 料金適用開始日から 1 年以降の廃止についての手続きは、次のとおりとします。

イ お客さまが、契約期間満了日をもって契約の廃止を希望される場合は、契約期間満了日の 3 ヶ月前までに、当社所定の様式によって通知していただきます。

ロ お客さまが、契約期間満了日前に当社との契約の廃止を希望される場合（中途解約）は、廃止希望日の 3 ヶ月前までに通知していただきます。

なお、お客さまとの需給契約の内容次第では第 42 条（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める精算金が発生することがございます。

ハ 当社が、契約期間満了日前にお客さまとの契約を廃止させて頂く場合（中途解約）は、廃止希望日の 3 ヶ月前までに通知させていただきます。

なお、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしてい

たきます。

(3) 需給契約は、第43条（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が、お客さまの廃止通知を、廃止期日の翌日以降に受けた場合は、別途、廃止期日を協議により定めるものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

改定後

第41条 需給契約の廃止

(2) 料金適用開始日から1年以降の廃止についての手続きは、次のとおりとします。

イ お客さまが、契約期間満了日をもって契約の廃止を希望される場合は、契約期間満了日の**15日前**までに、当社所定の様式によって通知していただきます。

ロ お客さまが、契約期間満了日前に当社との契約の廃止を希望される場合（中途解約）は、廃止希望日の**15日前**までに通知していただきます。

なお、お客さまとの需給契約の内容次第では第42条（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に定める精算金が発生することがございます。

(3) 需給契約は、第43条（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が、お客さまの廃止通知を、廃止期日の翌日以降に受けた場合は、**廃止期日は電気の供給を終了させるための処置が完了した日**といたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

改定前

第43条 解約等

(1) お客さまが次の各号の事由に該当する場合、当社は、お客さまに対し相当期間を設けた是正通知をし、お客さまが当該期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約します。なお、この場合、解約通知をいたします。

イ 第31条（供給の停止）の事由に該当する場合

ロ お客さまが、電気料金その他本約款または需給契約に基づき発生した債務に関し、支払期日までに支払いをなされなかった場合

電気料金等をお支払いいただけない場合、以下の対応を取らせていただきます。

1. 当社指定の支払方法及びガス・灯油の契約に準ずる方法での支払が確認できなかった場合、未払い料金をお支払いいただくための振込票をお客様宛てに送付いたしますので、コンビニエンスストアにてお支払をお願いいたします。

1.にも拘わらず、お支払が確認できない場合は、「振込票兼解約予告通知」を支払期日15日経過後にお客

様に送付いたします。

2. (1) 「振込票兼解約予告通知」に記載された支払期限までにお支払いいただけない場合は、当社の電気需給契約を解約いたします。

(2) お客様が、第41条（需給契約の廃止）(2)イからハによる通知をされなくて、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社の依頼により所轄の一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

(3) 当社が適正契約への改善を求めたにもかかわらず、お客様が適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じていただけない場合は、当社は需給契約を解約することができます。

(4) 第37条（損害賠償の免責）の(4)で定める不可抗力を原因として需給契約の履行が出来ない場合、お客様、または当社は、需給契約を解約することができます。

(5) お客様および当社は、相手方が次の場合、または次の状況に陥るおそれがある場合、需給契約を解約することができます。

イ 破産、特別精算、民事再生、会社更生等の手続開始の申し立てがあった場合

ロ 支払い停止の状態に陥った場合

ハ 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

第43条 解約等

(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客様について需給契約を解約することがあります。この場合には、その旨をお客様にお知らせいたします。また、当社は、当該需要場所の居住者等にその旨をお知らせすることがあります。

イ 第31条 供給の停止 により当該一般送配電事業者によって電気の供給を停止されたお客様が当該一般送配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合。

ロ お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合。

ハ お客様がほかの契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合

ニ この電気需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この電気需給約款から生じる金銭債務）を支払われない場合

ホ お客様がその他この電気需給約款に反した場合

ヘ お客様および当社は、相手方が次の場合、または次の状況に陥るおそれがある場合、需給契約を解約することができます。

1. 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の手続開始の申し立てがあった場合

2. 支払い停止の状態に陥った場合

3. 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

(2) お客様が、第41条 需給契約の廃止 (2) のイ、ロによる通知をされなくて、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。